



茨城県報

第 514 号

令和 6 年 (2024 年) 5 月 30 日

木曜日

目 次

告 示

ページ

● 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（資源循環推進課）	1
● 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（資源循環推進課）	3
● 令和 7 年度茨城県立産業技術専門学院普通課程（2 年訓練）の普通職業訓練に係る訓練生の定員及び訓練期間（産業人材育成課）	3
● 茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正（農業経営課）	3
● 定款変更の認可（農村計画課）	4
● 土地収用法による事業の認定（用地課）	4
● 新たに許可をする知事許可漁業の制限措置等の公示（水産事務所）	7
● 新たに許可をする知事許可漁業の許可の基準（水産事務所）	12

公 告

● 都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	13
● 入札公告（情報システム課）	14

告 示

茨城県告示第586号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和 6 年 5 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定する区域

稲敷市高田405-2、405-3、405-6、405-9、417（別図のとおり）

2 法施行規則（平成14年環境省令第29号） 第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

3 法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

茨城県告示第590号

村田村外三ヶ村土地改良区から令和 6 年 4 月 3 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により令和 6 年 5 月 23 日認可した。

令和 6 年 5 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第591号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 起業者の名称 常陸太田市

2 事業の種類 常陸太田市道 0139 号線新設工事（茨城県常陸太田市亀作町字浅川地内から同市亀作町字檜部地内まで及び同市亀作町字赤坂地内から同市真弓町字屏風嶽国有林地内まで）及び日立市道 6750 号線新設工事並びにこれに伴う農業用水路付替工事

3 起業地

(1) 土地

イ 収用の部分

茨城県常陸太田市亀作町字浅川、字杉入、字檜部、字柳下及び字赤坂並びに真弓町字入大沢地内

ロ 使用の部分

茨城県常陸太田市亀作町字柳下及び字赤坂、真弓町字入大沢、字屏風嶽、字陣ヶ峯、字堺窪、字後窪及び字梨木平並びに真弓町字屏風嶽国有林地内

(2) 鉱業権

イ 収用の部分

なし

ロ 使用の部分

茨城県常陸太田市真弓町字屏風嶽、字陣ヶ峯、字堺窪、字後窪及び字梨木平並びに真弓町字屏風嶽国有林地内

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

「常陸太田市道 0139 号線新設工事（茨城県常陸太田市亀作町字浅川地内から同市亀作町字檜部地内まで及び同市亀作町字赤坂地内から同市真弓町字屏風嶽国有林地内まで）及び日立市道 6750 号線新設工事並びにこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、常陸太田市幡町字幡山地内から日立市金沢町字中峯地内までの延長 5,480m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする、市道新設工事並びにこれに伴う農業用水路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「常陸太田市道 0139 号線新設工事（茨城県常陸太田市亀作町字浅川地内から同市亀作町字檜部地内まで及び同市亀作町字赤坂地内から同市真弓町字屏風嶽国有林地内まで）」及び「日立市道 6750 号線新設

工事」(以下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事(以下「関連事業」という。)は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

申請に係る事業は、常陸太田市長が道路法第8条の規定により市道に認定した路線について、同法第16条の規定により常陸太田市が道路管理者として新設工事を行うものである。また、同市は、事業に必要な財源措置を講じていることから、事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断できる。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

常陸太田市道0139号線及び日立市道6750号線(以下「本路線」という。)は、常陸太田市幡町字幡山地内の常陸太田市道0115号線との接続点を起点とし、日立市金沢町字金沢山国有林地内の日立市道6750号線との接続点を終点とする延長5,030m及び同市金沢町字中峯地内の県道日立笠間線を起点とし、同市金沢町字金沢山国有林地内の常陸太田市との市境を終点とする延長1,390mの路線である。また、常陸太田市道0139号線の市域を超える区間940mは、日立市道6750号線との重複区間となっている。

本路線が位置する常陸太田市及び日立市(以下「本件地域」という。)は、茨城県の北東部に位置し、県庁所在地である水戸市から20km及び30kmの距離にあり、人口約21万人(令和5年9月1日現在)を擁する県北地域における拠点となる地域である。本件地域の市境には阿武隈山系の山脈が連なり、常陸太田市の北部は山岳地帯、南部は広く開けた水田地帯となっている。

本件地域は一つの都市計画区域にあることから、産業・経済の両面で強い結びつきを有しており、常陸太田市から日立市への通勤者の数は、他の近隣市町村への移動に比べて最も多い。

常陸太田市には三次救急に対応できる医療機関が無いため、日立地域内の高度医療体制が整った日立市への救急搬送が多い状況にあり、搬送者数のうち多くを占める市の南側地域からの搬送は一般国道6号を経由している。また、本件地域を結ぶ緊急輸送道路として、一般国道293号(第1次緊急輸送道路)と県道日立山方線(第2次緊急輸送道路)が茨城県地域防災計画により指定されているが、一般国道293号から一般国道6号を経由するルートでは、一般国道6号に渋滞箇所が多く存在し、県道日立山方線は山地を通過するカーブの多い路線となっている。さらに、常陸太田市は、常陸太田市東部土地区画整理事業に令和元年より着手しており、商業・業務用地の整備により買い物環境の向上や雇用の創出等を図ることで、定住促進や持続可能なまちづくりを進めていくこととしているが、本件地域を東西に結ぶ県道日立常陸太田線及び県道日立笠間線は、急な勾配や狭隘な箇所が多く、冬季は道路凍結など、安全かつ効率的な通行が困難であり、一般国道293号から一般国道6号及び山側道路を経由して日立市中心市街地へ通ずるルートは、一般国道6号において慢性的な渋滞が発生している状況にある。

このように、本件地域は、東西の交通ネットワークが貧弱であることが課題となっており、優良なアクセス機能を確保するために、新たな道路整備による東西交通ネットワークの構築が必要となっている。

このような状況に対処するため、本件事業を計画したものであり、令和3年2月から事業に着手し、鋭意事業を進めている。

本件事業が完成することにより、両市間の通勤等に要する時間の短縮による通勤等に係る環境の改善や、常陸太田市から日立市への救急搬送時間の短縮による各傷病の生存率の向上が期待されるとともに、災害時には

本路線が両市間の緊急避難や、物資等の緊急輸送路として利用されることも見込まれる。さらに、常陸太田市が推進している東部土地区画整理事業地へのアクセス性の向上により企業誘致の増加が図られ、地域全体の活性化に寄与することができるとの期待がある。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び茨城県環境影響評価条例（平成 11 年茨城県条例第 7 号）に定める対象事業の要件に該当していないが、起業者が任意で環境影響調査を実施したところ、大気質・振動について環境基準等を満足するとされている。騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、排水性舗装等の設置により環境基準を満足するとされていることから、本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

また、本件事業により改変される区間に内に生息する可能性がある希少な動植物に与える影響については、現地調査を実施した結果、動物については、環境省レッドリスト及び茨城県レッドデータブックに記載されているニホンリスが確認されたが、事業区域以外にも同様な生息環境が周辺に広がっていることから、本件事業が生育環境に及ぼす影響の程度は極めて小さいものと予想されている。鳥類については、環境省レッドリストに絶滅危惧 II 類として記載されているサシバ、準絶滅危惧種として記載されているオオタカが確認されている。このため起業者は、モニタリング調査を実施し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて工事工程の調整等の保全措置を講じることとしている。植物については、茨城県レッドデータブックに記載されているシャク、県立自然公園特別地域内において許可を受けなければ採取し又は損傷してはならない高山植物等の指定（昭和 57 年茨城県告示第 1442 号）で指定されているシュンブンソウ・サイハイラン・シュンラン・ミヤマウズラの 5 種が確認されている。このうちシュンブンソウ・サイハイランについては、事業の実施が生育環境に及ぼす影響はないと予想されているが、シャク・シュンラン・ミヤマウズラの生育環境に及ぼす影響は大きいと考えられるため、起業者は移植による環境保全を講じることとしている。これらのことから、本件事業に起因する希少な野生動植物の生息環境への影響は少ないものと考えられるが、さらに希少な動植物が確認された場合には専門家の指導助言を受け、必要な措置を講ずることとしている。

このほか、起業者が埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いを常陸太田市教育委員会に照会したところ、本件区内には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない旨の回答を得ているが、工事中に発見された場合は、起業者は現状を変更することなく、速やかに常陸太田市教育委員会と協議を行い、必要に応じて適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は存するが、その影響は起業者の努力によって限定的影響に留めることができると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、本件地域の優良なアクセス機能を確保するために、新たな道路整備による東西交通ネットワークの構築を目的として、常陸太田市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成 25 年常陸太田市条例第 5 号）第 3 種第 2 級の規格及び日立市市道の構造に関する技術的基準等を定める条例（平成 24 年日立市条例第 34 号）第 3 種第 2 級の規格に基づき 2 車線の道路を整備するものであり、本件事業の事業計画は、これらの条例に適合していると認められる。

また、本件区間のルート決定に当たっては、北側ルート、中央ルート（以下「申請案」という。）、南側ルートの 3 案について検討が行われている。申請案と他の 2 案を比較すると、用地取得面積は最も多いものの、安全性・走行性に優れており、また、橋梁・トンネルの構造物延長が最も短いため施工性に優れ、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も適切なルートである

と認められる。

さらに、関連事業も、事業計画に必要な範囲と認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

エ 比較衡量等

アの得られる公共の利益とイの失われる利益を比較衡量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

また、ウで述べたとおり、本件事業の事業計画は合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

(3)アで述べたように、本件地域では、東西の交通ネットワークが貧弱であることが課題となっており、優良なアクセス機能を確保するために、新たな道路整備による東西交通ネットワークの構築が必要となっていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業を施行するために必要かつ最小限の土地である。収用又は使用の別についても、収用の範囲は、本件事業の用に恒久的に供する範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、起業地の範囲及び収用又は使用の別のいずれも合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第4号の要件を充足すると判断できる。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

常陸太田市建設課

茨城県告示第592号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第4条第1項に掲げる漁業につき、規則第11条第1項の規定により、第1及び第2の漁業については、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を、第3から第5の漁業については、その許可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年5月30日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 高橋正和

第1 小型機船底びき網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

手縄第1種漁業（いさぎ・ごろひき網漁業）

(2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下

(4) 推進機関の馬力数